

佐賀県高等学校総合体育大会開催基準要項

- 1 趣 旨 本大会は、高等学校教育の一環として高等学校生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とスポーツ精神の高揚を図り、心身ともに健全な高等学校生徒を育成するとともに、高等学校生徒の相互の親睦を図ろうとするものである。
- 2 名 称 ____〇年度（第〇〇回）佐賀県高等学校総合体育大会
- 3 主 催 佐賀県高等学校体育連盟 佐賀県教育委員会
- 4 後 援 （公財）佐賀県スポーツ協会 各競技団体 開催地市町 開催地市町教育委員会
- 5 主 管 佐賀県高等学校総合体育大会総合開会式実行委員会 各競技種目専門部

6 大会開催及び期間

- (1) 大会は夏季、冬季の二期に分けて開催する。
- (2) 夏季大会の時期は5月下旬から6月上旬、冬季大会の時期は10月下旬を原則とする。
- (3) 各競技日数は3日間を越えないことを原則とする。
但し、陸上、ラグビーフットボール・バスケットボール・テニスの4競技は4日間、サッカー競技については5日間、大会参加校数によっては6日間開催も認める。
また、天候、災害その他特殊事情の場合は、大会本部と別途協議する。

7 大会会場の決定

競技種目ごとに専門部で協議し、理事会で決定する。

8 大会の内容

- (1) 競技種目は次のとおりとする。
- ア 夏季大会（34競技種目）
陸上競技、ラグビーフットボール、サッカー、バスケットボール、バレーボール、ソフトテニス、卓球、柔道、剣道、弓道、相撲、体操、新体操、登山、ソフトボール、ハンドボール、水泳（競泳・飛込・水球）、テニス、バドミントン、ウエイトリフティング、ローイング、ヨット、自転車競技、レスリング、ホッケー、なぎなた、アーチェリー、ボクシング、空手道、カヌー、フェンシング、少林寺拳法
- イ 冬季大会（2競技種目）
ラグビーフットボール、駅伝競走
- (2) 競技種目別大会は学校対抗戦を原則とするが、個人戦も実施することができる。
- (3) 全九州高等学校体育大会・全国高等学校総合体育大会の予選を兼ねる。
- (4) 専門部で運営できない競技については、競技団体との合同開催ができる。

9 引率・監督

- (1) 引率責任者は、団体の場合は校長の認める当該校の職員とする。個人の場合は校長の認める学校の職員とする。また、校長から引率を委嘱された「部活動指導員」（学校教育法施行規則第78条の2に示された者）も可とする。但し、「部活動指導員」に引率を委嘱する校長は、佐賀県高体連会長に事前に届け出る。
- (2) 監督、コーチ等は校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険（スポーツ安全保険等）に必ず加入することを条件とする。

10 大会参加資格

- (1) 選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校(中等教育学校後期課程を含む)に在籍する生徒であること。但し、休学中、留学中の生徒を除く。
- (2) 選手は、佐賀県高等学校体育連盟に加盟している学校の生徒で、当該競技専門部に登録し、当該競技実施要項により参加資格を得たものに限る。但し、佐賀県高体連に専門部が設置されていない種目については、加盟校の生徒であることとする。
- (3) 年齢は、___〇年(西暦〇〇〇〇年)4月2日以降に生まれたものとする。
但し、出場は同一競技3回までとし、同一学年での同一競技出場は1回限りとする。(「出場」とは登録やエントリーではなく、試合への出場回数をさす。)大会参加資格を満たし、日程等(県・九州・全国大会)が重ならない場合は複数競技への参加を認める。
- (4) チームの編成において全日制課程・定時制課程・通信制課程の生徒による混成は認めない。
- (5) 以下の場合に限り、複数校合同チームの大会参加を認める。
 - ア. 部員不足に伴う合同チーム
 - イ. 統廃合対象校による合同チーム(統廃合完了前の2年間に限る)
- (6) 上記(5)ア.について、下記の競技種目については上位大会(全九州高等学校体育大会及び全国高等学校総合体育大会)へ出場することができる。
水球・バスケットボール・バレーボール・ハンドボール・サッカー・ラグビーフットボール・ソフトボール・ホッケー(計8競技)
(詳細は、全国高体連が定める「部員不足に伴う複数校合同チーム参加規程」と当該全国専門部が定める「競技別部員不足に伴う複数校合同チーム参加ガイドライン」による。)
- (7) 転校・転籍後6ヶ月未満(水泳は1年)のものは同一競技への参加を認めない。(外国人留学生もこれに準ずる)但し、一家転住などやむを得ない場合は、佐賀県高等学校体育連盟会長の認可があればこの限りでない。
大会開始前のエントリー変更期限前に6ヶ月が経過し出場資格が発生した場合、団体競技種目や団体戦では、エントリー変更のルールがある場合には、そのルールに従って変更を認める。
- (8) 出場する選手はあらかじめ健康診断を受け、在学する学校の校長の承認を必要とする。
- (9) その他は大会開催申し合わせ事項による。

(10) 参加資格の特例

- ア 上記(1)(2)に定める生徒以外で、(3)~(9)の大会参加資格を満たし、佐賀県高等学校体育連盟会長が承認した生徒について、大会参加資格の別途に定める規程にしたがい大会参加を認める。
- イ 上記(3)の但し書きについては、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の出場は、同一競技3回までとする。

【大会参加資格の別途に定める規程】

- 1 学校教育法第72条、115条、124条及び134条の学校に在籍し、佐賀県高等学校体育連盟の大会に参加を認められた生徒であること。
- 2 以下の条件を具備すること。
 - (1) 大会参加資格を認める条件
 - ア 全国高等学校体育連盟・九州高等学校体育連盟・佐賀県高等学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
 - イ 参加を希望する特別支援学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校にあつては、学齢、修学年限ともに高等学校と一致していること。また、広域通信制連携校の生徒による混成は認めない。
 - ウ 各学校にあつては、佐賀県高等学校体育連盟の予選会から出場が認められ、九州・全国大会への出場条件が満たされていること。
 - エ 各学校にあつては、部活動が教育活動の一環として、日常継続的に責任ある顧問教員の指導のもとに適切に行われており、活動時間等が高等学校に比べて著しく均衡を失することなく運営が適切であること。

(2) 大会参加に際し守るべき条件

- ア 全国高等学校総合体育大会開催基準要項・全九州高等学校体育大会開催基準要項・佐賀県高等学校総合体育大会開催基準要項を遵守し、競技種目別大会申し合わせ事項等にしながらとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
- イ 大会参加に際しては、佐賀県教育委員会の定めによる者が引率するとともに万一の事故の発生に備えて傷害・賠償責任保険に加入しておくなど、万全の事故対策を講じておくこと。
- ウ 大会開催に要する経費については、応分の負担をすること。

11 大会役員及び競技役員

大会役員及び競技役員の委嘱は、佐賀県高等学校体育連盟の事務局が作成した委嘱状により、各競技専門部で行う。

12 競技種目別大会の実施要項

(1) 大会で実施する競技種目については、第2回合同専門委員会で実施要項を作成する。

(2) 競技種目別大会の実施要項に記載する内容（例）は次のとおりとする。

- ア 競技種目名（標題）
- イ 期 日
- ウ 会 場
- エ 競技種目
- オ 競技日程
- カ 競技規則
- キ 競技方法
- ク 参加制限
- ケ 連絡事項（その他）

(3) 競技種目別大会の実施要項及び申込用紙は、夏季大会については2月下旬までに、各専門部から佐賀県高等学校体育連盟事務局宛に送付する。また、冬季大会については、競技ごとに専門部で別に定める。

13 参加申込み

(1) 夏季大会

ア 各学校は、競技種目ごとに定められた申込書様式により3部作成し、1部を学校控え、他の2部を全競技種目一括して佐賀県高等学校体育連盟事務局に提出する。

イ 参加申込み期日は、5月上旬までとする。

ウ 複数校合同チームでの参加を希望する学校については、4月下旬までに参加申請書を佐賀県高等学校体育連盟事務局へ提出すること。

(2) 冬季大会

競技ごとに専門部で別に定める。

14 大会の式典

(1) 夏季大会の総合開会式は、佐賀県高等学校体育連盟が選定した佐賀市の会場において、原則として大会初日の午前中に行う。なお、冬季大会の開会式は各会場で行うものとする。

(2) 大会出場校は、総合開会式に参加するものとする。

(3) 原則として競技種目ごとの開会式を行うものとする。

(4) 閉会式はそれぞれの競技種目ごとの競技会場で行うものとする。

15 表 彰

(1) 団体（学校対抗）は、男女とも3位までを表彰する。

(2) 個人は男女とも3位まで表彰する。

16 個人情報及び肖像権

個人情報及び肖像権の取扱いについては、佐賀県高等学校体育連盟が別途定める「個人情報及び肖像権に関わる取り扱いについて」を____〇年度（第〇〇回）佐賀県高等学校総合体育大会実施要項に掲載する。

17 組合せ

組合せについては、各専門委員会で抽選により決定する。また、シードについても各専門委員会で決定する。

18 その他

(1) この要項に定めのないものについては、別に「大会申し合わせ事項」を定めて処理するものとする。

(2) 生徒の輸送、応援等の指導については、各学校で計画をたて事故防止に万全を期すこと。

(3) 出場選手の試合中の傷害は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの規則に基づき各学校で処理するものとする。

附 則

この開催基準要項は、令和6年度大会から発行する。